

# ハラスメント 対策セミナー



企業に義務付けられた対応とは？ 具体的に何をすれば？  
指針の改正でパワハラはどんな定義をされた？  
ハラスメントと言われることが不安で指導がしにくい…  
動きがあったのはパワハラだけ？  
もし実際に相談をされても、解決する自信がない…

**基礎知識から、具体的な対応フロー・ノウハウまで  
経験豊富な講師が解説します！**

## 第1弾「ハラスメント対策 再確認編」

日時：令和2年9月1日（火） 13:00～17:00  
会場：倉吉交流プラザ2F 視聴覚ホール  
（倉吉市駄経寺町187-1 倉吉パークスクエア内）

両回とも  
参加無料

## 第2弾「対策・相談窓口担当者向け 応用編」

※担当者に限らず、より深く学びたい方も御参加いただけます。  
日時：令和2年10月7日（水） 13:00～17:00  
会場：鳥取県庁1F 講堂（鳥取市東町1丁目220）

**講師：和田 隆氏**（メンタルプラス株式会社 代表取締役）

ハラスメント防止コンサルタント・シニア産業カウンセラー  
1級キャリアコンサルタント技能士

大手スポーツクラブ運営会社等で商品企画等に従事後、職場のストレスが社会問題化する中、心の健康支援に取り組むことを志しメンタルヘルスケア業界にキャリアチェンジ。

メンタルヘルス対策、ハラスメント防止の専門家として、企業、官公庁などで2,000回以上の講演、研修実績があり、受講者は10万人超。著書に「最新パワハラ対策完全ガイド」「パワハラをなくす教科書」など。



**申込期限 令和2年8月25日（火）**

カリキュラムの詳細、申込方法等は裏面を御覧ください。

※申込状況によっては、申込期限後も受付する場合がありますので、裏面の問合せ先にご連絡ください。

【主催】鳥取県

【後援】厚生労働省鳥取労働局、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、公益財団法人鳥取県産業振興機構、一般社団法人鳥取県経営者協会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、鳥取県社会保険労務士会

# カリキュラム

○各セミナーのカリキュラム ※いずれかの回、両方への参加、どちらも可能です

## 第1弾「ハラスメント対策 再確認編」

(9/1倉吉)

ハラスメントとは  
ハラスメント3つのポイント  
ハラスメントリスクについて  
セクハラ・マタハラの現状と対策について  
マタハラの現状と対応のポイント  
セクハラの実態と対応のポイント  
パワハラの実態と対策について  
パワハラの実態(実態調査、パワハラ指針等)  
パワハラ定義と構成要件  
パワハラ行為類型と注意すべきポイント  
パワハラ予防と解決法  
パワハラ発生モデルからの解決ステップ  
関係性のマネジメント、指導とパワハラの違い

【9/1のみ、セミナー終了後、働き方改革サポート  
オフィス鳥取（社会保険労務士）による、相談対  
応を行います】

## 第2弾「対策・相談窓口担当者向け 応用編」

(10/7鳥取)

ハラスメント相談の重要性  
ハラスメントの現状（調査報告・指針等）  
初期対応の重要性  
担当者の役割と相談対応の基本を理解する  
担当者の役割と対応範囲を認識する  
相談対応の原則と具体的な対応方法を理解する  
ハラスメント相談のポイント（対象者別）  
ハラスメント防止・相談・解決のフロー・ツール、  
相談ステップを理解する（導入→ヒアリング→  
クロージング）  
被害者、行為者、第三者面談の注意点  
対応の実践（ロールプレイ演習）  
被害者面談のロールプレイを体験する  
ロールプレイの振り返りと解説

※担当者に限らず、より深く学びたい方もご参加い  
ただけます。

## ○対象・定員

企業・団体、自治体等の担当者、各種支援機関（金融機関・商工団体・行政等）の方 各回50名程度  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用にご協力ください。当日、体調不良の方は参加を  
お控えください。また、今後の感染拡大の状況によっては、内容の変更等の可能性がありますので、予  
めご了承ください。

## その他の支援制度の御紹介

**社会保険労務士等 専門家派遣制度** とっとり働き方改革支援センター ☎0120-833-877

働きやすい職場を作るために、法改正への対応状況の確認や、社内制度の整備・見直しをしたいと考えられ  
ている事業所に、社会保険労務士等を無料で派遣し、アドバイスを行います。

**社内研修講師派遣制度** 中小企業労働相談所（みなくる） 代表 ☎0120-451-783

県内の事業所や労働組合において、働きやすい職場環境づくりを進めるために、メンタルヘルスケア、  
ハラスメント、ワーク・ライフ・バランス、労働関係法の基礎等のテーマで実施される社内研修等に無  
料で講師を派遣します。

## ハラスメント対策セミナー 参加申込書

ファクシミリ・電子メールによりお送りください。申込期限：令和2年8月25日（火）

記載された情報は、本セミナーに係る事務以外の用途には使用しません。

Web上のフォーム（鳥取県電子申請システム）からもお申込みいただけます（QRコードをご利用ください⇒⇒）



参加申込を受け付けた旨の電話又は電子メールでの連絡を希望される場合は○を付けてください ⇒ ( )

企業・ 団体名		
参加者	氏名	●参加希望会場<該当に○> 倉吉（9/1）・鳥取（10/7）
働き方改革サポートオフィス鳥取に よる無料相談（9/1倉吉の回のみ）	希望しない 希望する（相談の概要： ) ※当日の相談も可能ですが、事前にお申込みいただいた方を優先します。	
担当者連絡先（電話またはE-mail）		
備考		

## 【問合せ・申込先】

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター（〒680-8570 鳥取市東町1-220）

電話：0120-833-877 ファクシミリ：0857-26-8169

電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp <https://www.pref.tottori.lg.jp/274036.htm>

